

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

第1事件原告 相原健吾 外165名

第1事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣府大臣官房長）

求 釈 明 書

2025年5月14日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 福 田

護 

弁護士 三 宅

弘 

弁護士 米 倉 洋 子



外8名

原告らは、被告準備書面（6）をふまえ、下記のとおり、被告に対する釈明を求める。これら釈明点は原告らが被告準備書面（6）に反論する際の前提となるものであるから、次回期日の1か月前を目処に回答されたい。

記

1 杉田官房副長官の文書作成義務について

- (1) 被告は、杉田官房副長官が本件総合調整事務を行ったことを認めている（被告・準備書面（6）10頁）。また被告は、本件総合調整事務が官房副長官の所掌事務であることも認めている（被告・準備書面（1）56頁）。さらに被告は、内閣官房副長官に割り当てられた事務について、文書作成義務が生じることも認めている（被告・準備書面（4）4頁、被告・準備書面（6）7頁）。ところが他方で、被告は、「内閣官房各部局の職員は、公文書管理法4条に基づき、令和2年改選に係る行政文書の作成義務を負わない」との理由から、杉田副長官には本件総合調整事務について文書作成義務がない旨の主張をしている（被告・準備書面（6）9-10頁）。すなわち被告は、令和2年改選に係る事務が内閣官房の所掌事務ではないとの理由から、本件総合調整事務について文書作成義務がない旨の主張をしている。このような被告の主張が成り立つためには、本件総合調整事務も令和2年改選に係る事務も内閣官房副長官の所掌事務（ないし内閣官房副長官に割り当てられた事務）ではないということを被告において立証しなければならない。

以上から、被告は、本件総合調整事務も令和2年改選に係る事務も内閣官房副長官の所掌事務（ないし内閣官房副長官に割り当てられた事務）ではないということを明らかにされたい。またあわせて、被告は、杉田官房副長官が本件総合調整事務について所掌外の事務処理を違法に行ったと主張するのか否かを明らかにされたい。

- (2) 被告は、杉田官房副長官が本件総合調整事務を行なったことを認めている。
- そして被告は、当該事務が公文書管理法4条の文書作成義務を負わない事務である旨を主張している。この主張が成り立つためには、当該事務が「処理に係る事案が軽微なものである場合」（同条）に該当することを被告において主張・

立証しなければならない。

以上から、被告は、本件総合調整事務が「処理に係る事案が軽微なものである場合」(同条)に該当する旨を主張するのか否か、および、そのように主張するのであれば、本件総合調整事務が行われた日時およびその内容を具体的に明らかにされたい。

2 杉田官房副長官の文書取得について

被告は、杉田官房副長官が本件に係る文書を取得していないと主張している(被告・準備書面(6)11頁)。「内閣官房の所掌事務ではない」ことが「現に作成も取得もしたことはない」ことの理由にならないことは、いうまでもない。被告は、杉田官房副長官が本件総合調整事務について「現に作成も取得もしたことはない」と主張しなければならないのである。この主張が成り立つためには、杉田官房副長官が何の文書も取得することなく、それゆえまったく資料となる文書を参照することなく、会員候補者105名から6名を選定することが可能であることを被告において立証しなければならない。

以上から、被告は、杉田官房副長官が何の文書も取得することなく、それゆえまったく資料となる文書を参照することなく、会員候補者105名から6名を選定することが可能であることを明らかにされたい。

3 菅内閣総理大臣の文書作成義務および文書取得について

被告は、2020年9月22日または23日に菅内閣総理大臣が杉田官房副長官から相談を受けて第2事件原告ら6名を外す旨の内容を了承することを直接判断したと認めている(被告・準備書面(4)3頁)。また、被告は、内閣総理大臣も公文書管理法4条に基づいて文書作成義務を負うことを認めている(同準備書面4頁)。一方、被告は、「令和2年の改選に関しては、……甲A第60号証が作成されるなどしている」と主張している(同準備書面4頁)。しかし、「甲A第60号証」は、

起案が2020（令和2）年9月24日付で、決済・供覧が同月28日付の文書であるので、2020年9月22日または23日に菅内閣総理大臣が上記の了承を直接判断したことについての作成文書ではないし、当該判断にあたって取得した文書でもないことは明らかである。被告は、上記の直接判断について、菅内閣総理大臣が公文書管理法4条に基づいて文書作成義務を履行したことを証する文書を提出しなければならない、また、その際に取得した文書の所在を明らかにしなければならない。なお、被告は、菅内閣総理大臣（官房長官の時代を含む）の一連の懸念や判断に関して、「前記事実経過の下、令和2年改選に関して作成された資料が甲A第56号証ないし甲A第65号証である」（同準備書面4頁）と主張しているが、これらの文書はいずれも上記の直接判断について菅総理大臣が作成した文書ではないし、その際に取得した文書でもない。

以上から、被告は、まず、菅総理大臣が2020年9月22日または23日に内閣府の長として行った上記の直接判断について、公文書管理法4条に基づく文書作成義務を負うことを認めるのか否かを明らかにされたい。その上で、被告は、上記の直接判断について菅内閣総理大臣が公文書管理法4条に基づいて作成した文書およびその直接判断の際に取得した文書の所在を明らかにされたい。

4 文書管理について

被告は、本件総合調整事務に係る内閣官房副長官の作成・取得文書が内閣府に共有されるまでの間、内閣総務官が総括文書管理者になることを認めている（被告・準備書面（5）5頁）。この場合、総括文書管理者である内閣総務官は文書管理者に当該文書について行政文書ファイル管理簿に記載をさせなければならない（内閣官房文書管理規則4条7項(4)）。そして被告は、当該文書の共有後において、当該文書が内閣府大臣官房長の管理に移される旨を説明している（被告・準備書面（5）5～8頁）。他方で被告は、当該文書が内閣官房において不存在であると主張している。この主張が成り立つためには、総括文書管理者または文書管

理者が違法に当該文書について行政文書ファイル管理簿への記載を怠ったことを被告において立証しなければならない。

以上から、被告は、まず、内閣官房の行政文書ファイル管理簿にいったん記載された当該文書を内閣府大臣官房長の管理に移す場合に、内閣官房の行政文書ファイル管理簿および内閣府の行政文書ファイル管理簿に関する事務がどのように行われるのか、および各行政文書ファイル管理簿においてどのような処理が行われるのかを明らかにした上で、2020 年度の内閣官房の各行政文書ファイル管理簿において上記の記載がないことを、当該管理簿の提出をもって明らかにされたい。

5 本件総合調整事務に関して杉田官房副長官が文書を作成・取得した場合における文書の保存期間について

- (1) 菅内閣総理大臣（当時）は、総理大臣による学術会議会員の任命行為は憲法 15 条に基づく権限の行使だと説明し（乙 A 10、令和 2 年 11 月 5 日衆議院予算委員会会議録 22 頁、23 頁、30 頁など）、被告も、任命拒否に関わる特定の官職が明らかとなるだけで「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じるような事項であることを認めている（被告・準備書面（1）64～65 頁、被告・準備書面（6）23～24 頁など）。ところが他方で、被告は、本件総合調整事務に関して杉田官房副長官が文書を作成・取得した場合における文書について、「重要」かつ「異例」な事項に該当しない旨を主張している（被告・準備書面（1）80～81 頁、被告・準備書面（6）13～14 頁など）。この主張が成り立つためには、被告は、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」は重要ではないと主張しなければならない。

以上から、被告は、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」は重要ではないと主張するのか否かを明らかにされたい。

(2) また、被告は、学術会議会員の任命拒否が「異例」な事項ではないと主張する。

そうであれば、本件での任命拒否以前に任命拒否の例があったのか否かを明らかにされたい。さらに、2018 年文書（甲 A58）の「内閣総理大臣に、日学法 17 条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えない」（同 5 頁）という文章が、任命拒否が通例であったという意味の文章だという主張をしているのか否かを明らかにされたい。

6 文書の探索について

被告は、「十分な探索をしたが、対象文書は見つかっていない」旨を主張する（被告・準備書面（6）15 頁・18 頁）。周知の通り、文書の探索に関する判断基準を示したと考えられる東京高判 2011（平成 23）・9・29 判例時報 2142 号 3 頁において「十分な探索」とは、省庁自身の調査チームではなく、第三者をも構成員とする調査委員会による調査であって、延べ 1000 人以上を投入し、調査対象ファイル冊数が数千冊以上となる規模の探索をいう、とされている。なお、この東京高判の第 1 審判決である東京地判 2010（平成 22）・4・9 判例時報 2076 号 19 頁では「そのような立場〔文書を秘匿する立場〕にある者において、自らが否定する内容が記載されている本件各文書 1〔開示請求対象文書〕を探索したとしても、その精度及び結果の信用性には一定の限界があるものといわざるを得ない」として探索結果の信用性は否定されており、上記東京高判でも同様の判断が示されている。そして、上告審の最判 2014（平成 26）7・14 判例時報 2242 号 51 頁は、上記の探索を前提として不存在の認定をしている。

以上から、被告は、「十分な探索をした」と主張するのであれば、上記東京高判が判示する程度の探索を実施したことを示さなければならない。すなわち、内閣官房と内閣部の総括文書管理者・部局総括文書管理者・部局副総括文書管理者・文書管理者が、どのような役割分担の下で、どのくらいの人数を投入して、それ

それがいかなる箇所について、いかなるファイルを調査したのか、パソコン等の電子機器について、いかなる検索用語を用いた調査をしたのか、すべての機器について調査したのかを、ファイルの冊数、電子機器類の種類・設置場所と台数、探索の年月日と各期日における探索者の人数、探索における公正な第三者による探索の有無を、被告において明らかにされたい。

7 甲A65号（R2.6.12文書）が成り立つ前提となる文書の存在について

被告は、甲A65号証（R2.6.12文書）について、「任命権者側から伝達された内容を記録したもの」と説明している（被告・準備書面（6）20頁）。甲A65号証は、日本学術会議事務局長が管理する文書である。そうすると、日本学術会議事務局においてこの文書が作成されるためには、「任命権者側から伝達された内容」を示す文書が存在しなければならない。この文書は、2020年6月12日以前に、「任命権者側」において作成されており、日本学術会議事務局において存在していないとすれば、「任命権者側」において存在していなければならない。

以上から、被告は、「任命権者側から伝達された内容」を示す文書の所在を明らかにされたい。

8 甲A59号（R2.9.24「外すべき者」文書）が成り立つ前提となる文書の存在について

(1) 甲A59号証（R2.9.24「外すべき者」文書）は、内閣府大臣官房長が管理する文書である。この文書の作成者・発出者は「副長官」ではなく、副長官から伝達を受けた者である。そうすると、副長官がこの者に対して伝達した文書が存在することになる。

以上から、被告は、この伝達を示す文書の所在を明らかにされたい。

(2) 甲 A59 号 (R2. 9. 24「外すべき者」文書) は、6 名の氏名と所属を記載しただけの文書である。この文書を受けた内閣府側において、この文書に基づいて学術会議会員の任命対象から 6 名を除外する名簿 (甲 A60、3～5 頁) が作成されたのであるから、その前提には、この文書が「105 名の推薦名簿から外すべき者」を意味するとの共通了解が内閣府側において成り立っていなければならない。そうすると、この共通了解を成り立たせるための文書が存在していなければならない。

以上から、被告は、この共通了解を成り立たせるための文書の所在を明らかにされたい。

以上